



京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
 発行所 京都府
 政策法務課
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
 印刷所 中西印刷株式会社
 電話 (075) 441-3155

目次

| 規則 | ページ | | |
|---|-----|---|----|
| ○京都府心身障害者扶養共済条例施行規則 の一部を改正する規則 （障害者支援課） | 27 | ○府営土地改良事業に係る換地計画の決定 （中丹広域振興局） 30 | |
| 告示 | | ○都市計画法に基づく工事完了 （中丹西土木事務所） // | |
| ○保安林の指定予定 ○公共測量の終了 ○道路の区域変更 ○道路の供用開始 （山城北土木事務所、丹後土木事務所） | 28 | 公営企業 | |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届 出 （山城広域振興局） | 29 | ○落札者の決定 （選挙管理委員会） | // |
| 公告 | | ○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙 人名簿に登録されている者の数 ○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に 登録されている者の数 ○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の 選挙人名簿に登録されている者の数 | 31 |

規則

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月23日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府規則第2号

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

京都府心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和54年京都府規則第46号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「じん臓」を「腎臓」に、「有（職種
平均月収額）」を
「有（職種
平均月収額）」に、「障害基礎・特児（証書の記号番号）」を
「障害基礎年金（証書の記号番号）」
特別児童扶養手当（受給者記号番号）に改める。
特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（認定通知交付番号）」

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記第3号様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の京都府心身障害者扶養共済条例施行規則別記第3号様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

告 示

京都府告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年1月23日

京都府知事 西脇 隆俊

1 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字岩滝小字板列623、626、627、627の1、627の2、628から630まで、640、644、645の2（次の図に示す部分に限る。）、645の3、648、649・649の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、649の2、650、3182、3183、3188の1、3189の1（次の図に示す部分に限る。）、3189の2、3190の1、3190の2、3191の1（次の図に示す部分に限る。）、3191の2、3192の2、3193の2、3195の1、3195の2、3196から3200まで、3202、3205の1（次の図に示す部分に限る。）、3206、3207、3208（次の図に示す部分に限る。）、3210、3210の1、3213（次の図に示す部分に限る。）、3215の1、3215の2、3217の1、3127の2、3223（次の図に示す部分に限る。）、3224、3225、3227の1、3230、3131、3232・3233（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3234、3235から3237まで・3238の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3239の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字板列650・3234（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第307号）が令和7年10月31日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和8年1月23日

京都府知事 西脇 隆俊

測量の地域

城陽市中中山地内

京都府告示第21号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第551号）が令和7年12月26日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和8年1月23日

京都府知事 西脇 隆俊

測量の地域

城陽市中中山地先及び綴喜郡井手町井手新四郎山地先

京都府告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年1月23日から令和8年2月6日まで縦覧に供する。

令和8年1月23日

京都府知事 西脇 隆俊

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 307号

3 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|----------------|-------|--------------------|--------|
| 京田辺市薪大仏谷42の5から | 前 | 最小 8.9m 最大 25.4 | 239.3m |
| | 後 | 最小 12.0 最大 25.4 | |
| 京田辺市薪百々坂11の2まで | 前 | | |
| | 後 | | |

4. 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年1月23日から令和8年2月6日まで縦覧に供する。

令和8年1月23日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 307号
 (3) 供用開始の区間及び期日

| 区間 | 期日 |
|----------------|-----------|
| 京田辺市薪大仏谷42の5から | 令和8年1月23日 |
| 京田辺市薪百々坂11の2まで | |

4. 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
 (2) 路線名 芦原甲山線
 (3) 供用開始の区間及び期日

| 区間 | 期日 |
|----------------------------|-----------|
| 京丹後市久美浜町島小字大門13の1(右)から | 令和8年1月23日 |
| 京丹後市久美浜町島小字川東10002の10(右)まで | |

4. 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年1月23日

京都府知事 西脇 隆俊

1. 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社サンシティ久御山
 久世郡久御山町相島曾根32番地
 代表取締役 石塚 義博
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン久御山
 久世郡久御山町森大内337番地
- (3) 変更の内容

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 変更理由 |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------|---------------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社ユニクロ 山口市佐山10717番地 1 柳井 正 | 株式会社ユニクロ 山口市佐山10717番地 1 柳井 正 | 令和6.9.30 ほか | 小売業を行う者の退店及び出店並びに住所の変更のため |

2. 届出年月日

令和7年12月18日

3. 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4. 縦覧期間

令和8年1月23日から令和8年5月25日まで

5. 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、府営土地改良事業（下位田地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該換地計画の利害関係人で当該換地計画について不服があるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和8年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月23日から令和8年2月12日まで

3 縦覧の場所

京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、綾部市農林商工部農政課において関係書類を閲覧することができる。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

福知山市字正明寺小字矢見所396の2の一部、396の4の一部、397の1、397の2、398、399、400の1の一部、400の4の一部、400の5の一部、400の6の一部、401、401の1の一部、401の2の一部、403の5、小字スエノモト406の2の一部、国有地、市有地（関連区域）

福知山市字正明寺小字向野7の11の一部、小字矢見所404の2の一部、404の3の一部、小字スエノモト405の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪市北区大淀中一丁目1の30
積水ハウス不動産株式会社

公 営 企 業

京都府公営企業告示第2号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年1月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 調達の名称及び数量

- (1) 京都府営水道事務所宇治浄水場で使用する電力調達 一式
- (2) 京都府営水道事務所木津浄水場で使用する電力調達 一式
- (3) 京都府営水道事務所乙訓浄水場で使用する電力調達 一式
- (4) 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所で使用する電力調達 一式
- (5) 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場で使用する電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課

宇治市宇治下居64番地

3 落札決定日

令和7年12月3日

4 落札者の名称及び所在地

伊藤忠エネクス株式会社電力・ユーティリティ部門
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル
ディング27階

5 落札金額

- (1) 48,502,920円
- (2) 52,590,450円
- (3) 68,175,360円
- (4) 17,335,910円
- (5) 19,915,644円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和7年10月10日

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第17号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている

者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月23日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀 久雄

41,038人



京都府選挙管理委員会告示第18号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年1月23日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀 久雄

356,483人



京都府選挙管理委員会告示第19号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月23日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀 久雄

| | |
|---------|---------|
| 北 区 | 29,640人 |
| 上 京 区 | 20,709人 |
| 左 京 区 | 40,385人 |
| 中 京 区 | 29,459人 |
| 東 山 区 | 9,148人 |
| 山 科 区 | 35,731人 |
| 下 京 区 | 21,529人 |
| 南 区 | 27,291人 |
| 右 京 区 | 53,114人 |
| 西 京 区 | 39,645人 |
| 伏 見 区 | 73,119人 |
| 福 知 山 市 | 20,444人 |

| | |
|-----------|---------|
| 舞 鶴 市 | 20,980人 |
| 綾 部 市 | 8,687人 |
| 宇治市及び久世郡 | 54,182人 |
| 宮津市及び与謝郡 | 10,664人 |
| 亀 岡 市 | 23,989人 |
| 城 陽 市 | 20,744人 |
| 向 日 市 | 15,549人 |
| 長岡京市及び乙訓郡 | 27,150人 |
| 八 輛 市 | 18,911人 |
| 京田辺市及び綴喜郡 | 23,592人 |
| 京 丹 後 市 | 14,138人 |
| 南丹市及び船井郡 | 11,902人 |
| 木津川市及び相楽郡 | 33,261人 |